



溫知政要
禁談書校

特別

14

696

56



天

一

人

人

人

人

右より國を治め氏を安んずる道に

止まらざる我氏を族乃家にする

いとも天子の末席に列せ且生賢

疎懶を文学に暗く何れを

ありし中幕府祇候乃身も成

忠を渾く家くくくくくも嫡家の



山本
玉文庫



正統と文續の藩屏に重載の御
熟思惟すふ天下一の忠誠と
先祖の厚意と致せん事いと
一と臣民と極る月一子孫と
不敗なる志と外に
故小日夜慈悲を憐れんと
善の廣きはあんなるなりと

と候ふ和字り書はる一
書とれし法小附ふや
我とこと普く人と
永く是れを信ずるの
事と致るなりと

享保十六年

辛亥三月中浣

參議尾陽侯源宗春書曰

御在判

一夫人たるの平生を此に盡すか
けしは海とありきうーそふも世に
あらず一二字は中より取らるま
せぬものし殊ふ玉持てん衣束やさ
くはしうーあふもゆふさう一た
急ぎ出しの二字を掛む二幅り板敷の
上よ六日の丸を書きやりし若々心付ふ

の臨みたる文をかしめあへる
をわくこと及び陽と陰と
大陽の姓とあひまひの
名は月の名とあへる
ついであへる時とま
表は日月の二字と合す
字とあへる大陽の姓と
半明とあへる

加馬興道具のふの
中へ仁の字とあへる
忘とあへる
のふとあへる

一和漢古今に武智謀を
一石おと救済をかしめ
一石おと救済をかしめ

をる

一國政の事ふも、
忽改めたる時、
後、
此の味の、
刑

和し、
心と侮、
た、
た、

始皇といふと一統せしは人の威を盛ふこと
著るは故将の事の手持も後にも思ふ時
に松は長生不死の果を木に結ぶあり行
終のとき世の中より不渡武帝唐の世宗
をく始のほうに後々人をお遣はし
さし進みられ他の国を平すといふこと
必なりしむるも是れも臨みたる人
は古の人と始をぬくといふが故に

すゝかゝい戒めいはいや

一学の事といふは二聖人賢人の金言妙言を
見たりといふは深きことなりといふは
古の事なりはたかぬ物なりを度せん
るはぬふ心身のたかぬ物なり邪を
盛ふがことなり美の事なりは人
を浅くあることなりを度せん
ことなりといふは一学の事なりは

同様に貴由なるを細くし生じたり
 なる不浄を以て自分の恥とて改むる者
 同様に何故あるや其時その者も其を
 恥と致して指人の咎然あるをその
 時に至る我恥の如くある人其咎
 安んずる者なく自ら省察の至る所
 ありて之を改むるは其の一生を
 有難く成りて其の一生を改むる

ある事とあれ共其れいふに役を
用ひる事やがふ所は社を有る事
共其れふる事とすれは律法
者之社之律と後好むと此の
悪友といふとある事やがふ
人といふ所の國の事やがふ
一ある人其れ好む事とすれは
ある事とすれは其れとすれは

家好半人好也我嫌ひる半人
 嫌ひる半人志ある甚せたる人の
 上あるもの名を海にたてし中好し
 いふ人好む中人を好む由人好む
 好むものありさし人好む嫌ひ
 る人好むかて我人好むいふ人
 半人好む通成なりとあり
 のれり好む人好む人好む

中元とはん成るる

一萬の法度法令多きことこれのつゝ背者と
さういふと申すに流法を替へていふ
所が此の如き教事と雖も其後は
高きを低くする事を爲すは成りて
おもしろい。それ一切此法諸侯の如
きものなるをあれはさういふ夜神と
あるは成りていふ。それ一法令多きあれは

予智放蕩いふやうな私に酔狂のあつた今
そふふの婦人下宿探おひまは海とばかり
私と及ぶ事あつたその有の爵と先老師と
才と何の考もなく忽ち止つて後とわづ
るぬれぬる行半一を以て加へて及ぶ事
才一私に同士の有る者初め初めと
とらふぬれぬる衣のぬれぬる衣のぬれぬる
と考へて及ぶ事あつたその有の爵と先老師と

予智放蕩いふやうな私に酔狂のあつた今
そふふの婦人下宿探おひまは海とばかり
私と及ぶ事あつたその有の爵と先老師と
才と何の考もなく忽ち止つて後とわづ
るぬれぬる行半一を以て加へて及ぶ事
才一私に同士の有る者初め初めと
とらふぬれぬる衣のぬれぬる衣のぬれぬる
と考へて及ぶ事あつたその有の爵と先老師と

生れし時よりかき入るし是方一筆のた氣を付く
うへも言ふ所先此處の有り合せとて
其國の風俗も山川のゆゑも都て此の如く
お生するものなると思ふ心と付合ふれば
手とわづらひしう智恵も廣く知識も是
に及ぶ事とて系は上よりとて此
が業なりとの事ある切有るを以て
しりしはたしものつと用者よりある

けりふ方あるものなり此處に
此處の言ふ事あるなり三人あるの所
のものなりしもの人のけりしものなり
又その人のけりしものありあつた
る成るあれ心の用ひなり日と
業なりなり

一 萬の能く僅に二年の事ありしものなり
しものなり此處の事なりしものなり

男を周をかくるを背に望まふといふ
あれは人かと思ふ先我の心
こゝろはわづらひの者か
いふ言ふもいふ言ふもいふ言ふも
ちやれといふ言ふもいふ言ふも
んを待つあふむいふ言ふもいふ言ふも
いふ言ふもいふ言ふもいふ言ふも
一分別する人といふ言ふもいふ言ふも

盛んを待つ一旦二とあふむ言ふもいふ言ふも
万の事をいふ言ふもいふ言ふもいふ言ふも
和漢古今同くいふ言ふもいふ言ふも
智の余の言ふ言ふもいふ言ふもいふ言ふも
類々いふ言ふもいふ言ふもいふ言ふも
いふ言ふもいふ言ふもいふ言ふもいふ言ふも
上者いふ言ふもいふ言ふもいふ言ふも
いふ言ふもいふ言ふもいふ言ふもいふ言ふも

ある教は用事とておられくは初を實
を極の人より年々改るるは嘆くこの端
ふかく学問の成るべくはうかしくは味
かく改まるるはうかしくは味を要ひの事
不変不智やとて悲しきこと他はた
多き大にけいふはうかしくは味を要ひの事
人におまゐるはうかしくは味を要ひの事
一太刀小刀とて人教をうくるは味を要ひの事

間も今やその毒なる事のあるは余省思
此一の時分は由一改まるるは味を要ひの事
年におまゐるは味を要ひの事
そのとてや上人の者三人の者三人
そのとてや上人の者三人の者三人
大に改まるるは味を要ひの事
まゐるは味を要ひの事
今もなるといふは味を要ひの事

裁許る部年し

一 数千人の支那をす者も物も人百人の一人
三人一機は仕事も玉と下れ悟も通生も事
に以て成る事の所化も目もはくはく
ふけりしと人い若くはくはくはくはく
所は成るく食も清くはくはくはくはく
を以て成る事成るはくはくはくはく
はくはくはくはくはくはくはくはくはく

温成と地と食し他もはくはくはくはく
余はくはくはくはくはくはくはくはく
中もはくはくはくはくはくはくはくはく
成るはくはくはくはくはくはくはくはく
はくはくはくはくはくはくはくはくはく
生の成るはくはくはくはくはくはくはく
はくはくはくはくはくはくはくはくはく
はくはくはくはくはくはくはくはくはく
はくはくはくはくはくはくはくはくはく

推尋のうちに中へ居ぬ人等の住るを
しるはとのやせしとお違ふる細小條
を改め給せし時百姓を更に持て
つゝ一のまゝに追分を極くせしめ
一々ある人々をいふに終ぬはまゝ
あるまゝに改めしものなりと云ふ
情極通しおの僧と知れぬに還
下の痛むるも此の事といふはまゝ

不仁私欲甚しき人の心を極く
起し給ふに申すやある事あり
一人あるは此の事と云ふは
成程しるはし聖賢の教戒あるま
後と云ふは此の事と云ふは
此の事と云ふは此の事と云ふは
長きと云ふは此の事と云ふは
おまゝと云ふは此の事と云ふは

男女の別は以て尊卑の別なり
毛頭論を以てても男強女弱なり
男を以て尊と爲すも名を義より假する
事いふ自答くは男より女より尊なり
是即ち及於此一上方に念を起す
月おのの影ひとて思ふは女のやうに
細くみ細く思ふは男のやうに
女は人海より一島の如く男は海を渡る

存道人の心持もなる事一宿三は夜に
居て彼を以てする事ありたといは
今一匹吏の事ありて衆を去るに
後より一匹吏を以てして衆を去るに
かくて衆を以てして衆を去るに
さうして一考行はる事天理の本
意より生ずるに我々の道を行は
る事衆を以てして衆を去るに

長久保のつゝと記と書くこと
かゝるし

温知政要序

右は一卷書述し而も條枚
を名度号令せしむるは
人々乃常ふ所石を指し
我中をこゝ知し何んか
久し熟讀玩味するの
心正し方と修り政道の
もとをん事成るし

救結と以て之と後附す
る也

武陽禁訟書校

尾張中納言攝瀧川播磨守

石河原左衛門尉

尾張守請上使

一 松山等渡路立所改以爲可爲播磨守

江府諸大名入文成 公義之家同

年少如右邊少多爲年 思

一 當月廿六日 瑞子以爲常儀之建

町人等以爲歸見以爲百部未廣

異世大坂屋敷の海客も本とす所の四海の
かきくも石随しとすなり後世と云知安
法令の定君臣上下諸侯大夫乃格式紙
よりなり宗祏尾紀乃五家と云天下此を
おきるなり立百葉乃足牙と云年の後身
公方尾紀同格なり是と三家と云文様
権現像の世を思ふと神而も月如の理
おる中しとすなり天地の男と人女とく人
三と云一年の置き三月と云なり是れ三人

世と云文珠の智慧と云何事と云存持なり
成なりと云なりと云教初嫡家なりと云二家
持なりと云東の骨形と云教初嫡家なりと云
ふは法度神社佛国國法令補佐の
本と云法度寺令と云格初と云尾紀の五家
昔と云天下と云年と云人と云公方と云年と云人
此と云と云上と云と云人御使と云と云人
と云と云人此と云と云人御請と云と云人後世
と云と云人此と云と云人御請と云と云人後世

一 西家年相出... 音信...
 一 見... 乃...
 一 奉... 必...

〇元文四三月... 竹腰... 渡...
 一 連... 已...
 一 松... 松...

一 張... 後... 及...
 一 竹... 成...
 一 公... 弟...

張氏

培

在夜中
近盤
列書
於

會
作
名
人
海
金

此中乃爲一
張又

三ノ石名あり一あり
史に云く此を合す

礼部之文吏侍曰左史右史左史曰左史右史曰右史

本堂所藏之書

上元
正月
十五日
上元
正月
十五日

不亦宜乎

王僧虔書

蘇軾詩集卷之四

加多、少、東、西、市、之、來、八、享、保、七、子、之、月、主、都、宮、門、外、別、城、奉、り、云、々
名、子、子、少、市、屋、之、有、名、候、享、保、九、年、宗、主、有、知、人、は、法、名、ヲ、彫、テ
所、是、下、村、火、屋、之、合、右、獨、建、有、之、寛、政、六、年、再、建、也、
張、心、月、記、考、此
新、云、者
耳、是、留
柴田氏

斯云者
耳施留
柴田氏

官版村古事記
あり年号文化元年とあり又名ある石俣
此のゆが子孫なりとあり又名ある加賀屋
曲部屋とあり昔にふりて懐内と太史より信ぜられしあり名は矢つ
文化元年に在り七十二年忌に在りといふ
太史の法名もいふ所なり

昭和

日金村は然るにわが所而も治事石修なり
五箇年より○東京檢校墓○沖休傳墓並に

[illegible]

月吉。友方
 町願主古方
 仙翁社中社と云
 半同々事慶應の西宮
 の條は九年寅乙卯
 所せし一古あし
 夫由てんえし
 こゝろめししが
 月比ふらんまづ

加ふる町界市を来ハ亭保七五ノ事郡宮門即カ別紙奉りて
 名子ヨリ少部屋之有石候亭保九年寅丑月廿八日辰ノ邸マ
 所界市村火屋ニ合右部建有之宛改六寅年再建セリ
 新云者
 耳能留
 柴田氏

奉納亭保九年寅丑月廿八日辰ノ邸マ
 名子ヨリ少部屋之有石候亭保九年寅丑月廿八日辰ノ邸マ

奉納亭保九年寅丑月廿八日辰ノ邸マ
 名子ヨリ少部屋之有石候亭保九年寅丑月廿八日辰ノ邸マ
 所界市村火屋ニ合右部建有之宛改六寅年再建セリ

東路 萬所 馬車庫 あり 家名も知し
 同角 とも 佐々木 佐々木 佐々木
 同角 とも 佐々木 佐々木 佐々木
 同角 とも 佐々木 佐々木 佐々木

加ふる町界市之来ハ亭保七五ノ事郡宮内卿カ別紙奉りて
 名子ヨリ少部屋之有石候亭保九年寅土月廿ノ日辰ノ邸
 所界市村火屋ノ入口右邊建方ノ之宛改六寅年再建也
 新云者
 耳能留
 柴田氏

加ふる町界市之来ハ亭保七五ノ事郡宮内卿カ別紙奉りて
 名子ヨリ少部屋之有石候亭保九年寅土月廿ノ日辰ノ邸
 所界市村火屋ノ入口右邊建方ノ之宛改六寅年再建也

加ふる町界市之来ハ亭保七五ノ事郡宮内卿カ別紙奉りて
 名子ヨリ少部屋之有石候亭保九年寅土月廿ノ日辰ノ邸
 所界市村火屋ノ入口右邊建方ノ之宛改六寅年再建也

源
 三
 路
 氏

東路
 萬所
 馬鹿原
 小い
 家名
 七
 知
 子
 け
 な
 部
 屋
 の
 西
 木
 町
 の
 東
 側
 へ
 有
 り
 同
 界
 市
 村
 火
 屋
 の
 西
 側
 へ
 有
 り
 古
 屋
 新
 町
 の
 東
 側
 へ
 有
 り
 東

